

議案第132号

### 静岡市水道事業給水条例の一部改正について

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第26条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					
メーターの口径	金額	10立 方メ ー ト ル ま で の 分	10立 方メ ー ト ル を 超 え 20立 方メ ー ト ル ま で の 分	20立 方メ ー ト ル を 超 え 50立 方メ ー ト ル ま で の 分	50立 方メ ー ト ル を 超 え 100立 方メ ー ト ル ま で の 分	100立 方メ ー ト ル を 超 え 500立 方メ ー ト ル ま で の 分	500立 方メ ー ト ル を 超 え る 分
13ミリメートル	418円	66円	117円	156円	181円	201円	214円
20ミリメートル			70銭	20銭	50銭	30銭	50銭
25ミリメートル	682円						
30ミリメートル	2,101円						
40ミリメートル							
50ミリメートル	3,113円						

75ミリメートル	7,766円						
100ミリメートル	13,222円						
150ミリメートル	28,919円						
200ミリメートル							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものに係る料金にあっては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。